

行政相談委員を紹介します

国の仕事やサービス、手続きなどさまざまな苦情や意見・要望を行政との間に立ち、パイプ役を担っています。

加藤修三氏と古橋三男氏の2人が総務大臣より再委嘱されました。任期は、4月1日～平成31年3月31日までです。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

とき 毎月第1木曜日 午後1時～3時

ところ 市役所1階相談室

問合せ先

困市民生活グループ（内線264）

善意をありがとうございます

ございました

（敬称略）

社会福祉協議会へ

栗原一幸、株式会社サンスタツフ、永柳和枝



母子家庭等医療費受給者証の更新

◆受給者証の更新手続きについて

母子家庭等医療費助成制度は、毎年、「受給者証」の更新が必要です。

この更新手続きは、母子家庭等医療費助成を8月1日以降に受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。

現在、「受給者証」の交付を受けている世帯には6月下旬に更新申請書の提出についての通知を郵送しますので、手続きをしてください。

◆更新受付

更新期間：7月11日(火)まで

更新方法：郵送で届いた通知に基づき、同封の封書により書類を返送

※返送された書類の審査を行い、受給対象となる世帯には7月末までに8月以降使用できる「受給者証」を郵送します。

◆注意事項

- ・前年の所得状況を申告していない場合は、受給資格の審査ができないため、至急申告をしてください。
- ・8月以降は新しい（更新後）「受給者証」を使用してください。
- ・古い（更新前）「受給者証」は8月以降、市役所へ返却してください。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111（内線217）

